

令和8年度

消費者啓発標語募集要領

- 1 趣 旨 市内の小学生から消費者啓発に関する標語を募集することにより、児童の消費者問題に対する意識の高揚を図るとともに、消費者教育の強化を図ります。
- 2 主 催 結城市、結城市消費生活センター
- 3 協 力 結城市教育委員会
- 4 応募規定
 - (1) 応募作品の内容
「暮らしの中のお金の使い方」「暮らしの中の表示・広告」「ニセ電話詐欺」「悪質商法」などの消費者問題をテーマに、小学生の立場で消費者啓発やトラブルに遭わないための注意を呼びかける内容の標語を募集します。
 - (2) 応募資格
結城市内小学校 4、5、6年生
 - (3) 応募様式
所定の用紙（令和8年度消費者啓発標語応募用紙）に、学校名、学年、氏名（ふりがな）、標語をご記入ください。
用紙は消費生活センターホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.yuki.lg.jp/shouhiseikatsu/>
 - (4) 募集期間
令和8年7月18日（土）から令和8年8月31日（月）※夏休み期間
 - (5) 提出期限
令和8年9月1日（火）
 - (6) 応募方法
結城市消費生活センターへメールで応募用紙を送付
メールアドレス：syohhiseikatu@city.yuki.lg.jp
- 5 審査・表彰
応募作品は、主催・協力者において厳正な審査を行い、入選作品を決定します。
 - 入選 2点
 - 佳作 8点※入選作品は記念品及び賞状を贈ります。

6 発 表

入選作品は、市消費生活センターホームページにて、10月頃発表する予定です。また、市広報紙1月号に掲載いたします。入賞者の学校名、学年、氏名は発表のために公表させていただきます。

7 著作権

入選作品に係る著作権は、すべて結城市消費生活センターに属するものとします。また、入選者は著作権者人格権に基づく権利を行使しないものとします。

8 作品活用

入選作品は、結城市消費生活センターの各種普及啓発資料等に使用するほか、普及啓発用の文具、リーフレット等の用品に使用いたします。

9 その他

入選作品及び提出された作品については、返却しません。処分まで責任をもって取り扱わせていただきます。

○結城市消費生活センター（所管課：経済環境部商工観光課）

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地 結城市役所2階

電話 0296-34-0421

ホームページ <https://www.city.yuki.lg.jp/shouhiseikatsu/>

メール syouhiseikatu@city.yuki.lg.jp

しょうひしゃけいはつひようこ
令和8年度消費者啓発標語応募用紙

学校名	結城市立	小学校
学 年	年	組
氏名（ふりがな）	（ ）	

ひょうごごきにゅうらん
標語記入欄

* 「くらしの中のお金の使い方」、「くらしの中の表示・広告」、「ニセ電話詐欺」、「悪質商法」などの消費者問題をテーマに啓発やトラブルに遭わないための注意を呼びかける標語を作成してください。